

串間市公告第18号

地域農業経営基盤強化促進計画（案）を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、下記のとおり公告・縦覧する。

令和6年3月12日

串間市長 島田 俊光



記

1 地域農業経営基盤強化促進計画（案）を作成した地区

- (1) 下弓田地区（東下弓田・西下弓田）
- (2) 北方地区（屋治・古川）
- (3) あさばた地区（羽ヶ瀬・前田）
- (4) 市木迫ノ宇戸（子持田・中福良）

2 縦覧場所

串間市役所の掲示板及び農業振興課

3 縦覧期間

令和6年3月13日～令和6年3月26日

4 意見の申し立て

各計画の案に対する意見については、別添の地域農業経営基盤強化促進計画の案についての意見書を記載の上、串間市農業振興課に提出してください。
なお、意見書の提出期限は縦覧期間満了の日までとします。